

令和3年度 宇和島市奨学生募集要項

1 目的

経済的理由により修学困難な者に対して、奨学資金を貸し付けて修学させることを目的とします。

2 募集人員

高校・高専学校、大学・短大・専門学校 いずれも若干名

3 貸与額

学校別	入学支度金 (1回限り)	修学金
高校・高専学校	30,000円	月 15,000円
大学・短大・専門学校	60,000円	月 30,000円

4 貸与期間

令和3年4月から卒業まで(正規の修学期間)

5 奨学生資格

- (1) 保護者(親権を行う者または後見人)が、宇和島市内に在住し市税を滞納していないこと
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学及び大学に進学希望または在学していること
- (3) 学業、人物ともに優良、健康であり学資の支弁が困難であると認められる者
- (4) 他の育英、愛媛県、その他の奨学生でない者

6 出願手続

在学する学校で交付される下記の(1)～(5)に必要な事項を記入し、学校を通じて提出してください。ご提出いただいた書類の返還には応じかねますので、ご了承ください。

- (1) 様式第1号 奨学生願書
- (2) 家計調書
- (3) 所得(課税)証明書(税務課発行のもの)

※平成31年中の所得等の内容が記載された令和2年度分

- (4) 同意書(保護者)
- (5) 承諾書兼同意書(連帯保証人)

7 募集期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月22日(金)

8 奨学生の基準

人物、健康、学力及び家計の各基準については、愛媛県奨学生に準じて行います。

9 奨学生の内定及び決定

- (1) 学校長からの推せん調書、本人の願書等について審査し内定します。
- (2) 内定者として決定すれば、学校長及び本人へ通知します。(2月下旬～3月上旬頃の予定)
- (3) 学校より内定者の進学先決定の報告を受けた後、奨学生として決定し、学校長及び本人へ通知します。(決定後は、「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結が必要となります。)

10 連帯保証人

奨学生に採用されたとき（「奨学資金貸付及び返還契約書」の締結時）及び貸与が終了したときには、印鑑証明書を添付のうえ、連帯保証人と連署押印した書類の提出が必要となります。

連帯保証人は宇和島市に住所を有し、住民税を賦課され滞納していないことが必要です。申請される方（保護者）は、連帯保証人に前もってご説明いただくようお願いいたします。

11 返還の義務

奨学資金は貸与するものですから、卒業後は必ず返還しなければなりませんが、この返還義務以外の付帯義務は一切ありません。また、卒業後の就職、進学その他についても制限はありません。

奨学資金の返還は、貸与を終了してから原則1年経過後、半年賦によって10年以内に返還していただきます。